吉野川紀の川 源流ツーリズム 推進全体構想

令和元年11月16日 吉野川紀の川源流ツーリズム推進協議会

目 次

第1章	吉野川紀の川 源流ツーリズムを推進する地域	
1.	吉野川紀の川 源流ツーリズム推進の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	推進の目的及び基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	推進する地域	5
第2章	対象となる自然観光資源等	
1.	吉野川紀の川 源流ツーリズムの自然観光資源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	吉野川紀の川 源流ツーリズム実施の方法	
1.	ルール	
2.	ガイダンス及びプログラム	
3.	自然観光資源のモニタリング及び評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.	主な情報提供の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
5.	吉野川紀の川 源流ツーリズムに関わる人々の育成	
	または研鑽の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
第4章	自然観光資源の保護及び育成	
第 4 章 1.	自然観光資源の保護及び育成 特定自然観光資源の指定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
1. 2.	特定自然観光資源の指定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2.	特定自然観光資源の指定について その他の自然観光資源 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制	46
1. 2.	特定自然観光資源の指定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
1. 2. 第5章 1.	特定自然観光資源の指定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
1. 2. 第5章 1. 2.	特定自然観光資源の指定について その他の自然観光資源 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制 協議会の構成員及び役割分担 協議会の役割	46
1. 2. 第5章 1. 2.	特定自然観光資源の指定について その他の自然観光資源 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制 協議会の構成員及び役割分担 協議会の役割 その他 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進に必要な事項	46 49 51
1. 2. 第5章 1. 2.	特定自然観光資源の指定について その他の自然観光資源 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制 協議会の構成員及び役割分担 協議会の役割 その他 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進に必要な事項 地域の振興	46 49 51
1. 2. 第5章 1. 2.	特定自然観光資源の指定について その他の自然観光資源 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制 協議会の構成員及び役割分担 協議会の役割 その他 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進に必要な事項 地域の振興 地域住民との連携及び調和	46 49 51
1. 2. 第5章 1. 2. 第6章 1.	特定自然観光資源の指定について その他の自然観光資源 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制 協議会の構成員及び役割分担 協議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46 49 51
1. 2. 第5章 1. 2. 第6章 1. 2.	特定自然観光資源の指定について その他の自然観光資源 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制 協議会の構成員及び役割分担 協議会の役割 その他 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進に必要な事項 地域の振興 地域住民との連携及び調和 環境教育の場としての活用と普及啓発	46 49 51 52 52
1. 2. 第5章 1. 2. 第6章 1. 2. 3.	特定自然観光資源の指定について その他の自然観光資源 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制 協議会の構成員及び役割分担 協議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49 51 52 52 53 54

第1章 吉野川紀の川 源流ツーリズムを推進する地域

1. 吉野川紀の川 源流ツーリズム推進の背景

(1) 推進の背景

川上村は奈良県南東部、吉野川(紀の川)の源流に位置する水源地の村です。国内有数の多雨地帯として知られる大台ヶ原や大峯山脈を源流とし、紀伊水道へ流れ出る一級河川、吉野川(紀の川)。その最初の一滴が生まれる水源地の村である川上村は、流域に水の恵みを届ける大切な役割を担っています。

また、村の西側には大峯山脈、東側には台高山脈と急峻な山地が連なり、面積 269.26 km²のうち、約 95%※を森林が占めています。室町時代から発達してきた 林業が村の重要な産業です。吉野杉に代表される吉野林業の中心地として本地域は 発展してきました。

村づくりの面では、平成8年に「川上宣言」を発信し、樹と水と人の共生をめざ す「水源地の村づくり」を推進しています。

※森林面積 $256.12 \, \mathrm{k} \, \mathrm{m}^2$ (平成 $27 \, \mathrm{年} \, \mathrm{E} \, \mathrm{$

【川上宣言】

- 一. 私たち川上は、かけがえのない水がつくられる場に暮らす者として、下流にはいつもきれいな水を流します。
- 一. 私たち川上は、自然と一体となった産業を育んで山と水を守り、 都市 にはない豊かな生活を築きます。
- 一. 私たち川上は、都市や平野部の人たちにも、 川上の豊かな自然の価値 に触れ合ってもらえるような仕組みづくりに励みます。
- 一. 私たち川上は、これから育つ子供たちが、 自然の生命の躍動に素直に 感動できるような場を作ります。
- 一. 私たち川上は、川上における自然とのつきあいが、 地球環境に対する 人類の働きかけの、すばらしい見本になるよう努めます。

この宣言では森と水を守る仕組みづくりや、都市や平野部の人が自然に触れ合う ことのできる機会の創出など、水源地の村としての役割を積極的に果たしていくこ とを掲げています。平成 11 年より最源流部の原生林 740ha を購入し「吉野川源流 -水源地の森」(以下「水源地の森」)として保全するなど、「川上宣言」の具現化 に向けて取組を進めています。

一方で、平成 27 年の国勢調査によると人口 1,313 人、高齢化率 58.72%と、人口減少と高齢化が進んでいます。重要な産業である林業は木材価格の低迷や後継者の不足などの課題を抱えています。

そこで、近年川上村では、林業と観光業を基幹産業と位置付け、地域振興に取り組んでいます。平成26年度に策定された「第5次川上村総合計画」における基本施策、また平成27年度に策定された「川上村まち・ひと・しごと創生総合戦略」における重点プロジェクト「オール川上観光交流推進プロジェクト」では、村の資源や魅力を総動員した観光交流を推進することとしています。

また、村の自然・文化・産業といった自然観光資源や環境教育などの取組が国内外から高く評価されています。平成28年には、村内全域がユネスコエコパークに登録され、日本遺産にも認定を受けるなど、このような動きを地域の社会・経済に波及させることが期待されています。

以上の点から、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」の4つの実現をめざすエコツーリズムの取組は村の方針と一致しています。 そこでエコツーリズムの考え方を基本とした、川上村版エコツーリズムを「吉野川紀の川源流ツーリズム」(以下「源流ツーリズム」)とし、その持続可能な仕組みづくりを検討していきます。

川上村には、「水源地の森」に代表される多様な生物が織りなす豊かな天然林と 人々が綿々と紡いできた吉野林業の人工林と歴史、そこに息づく文化があります。 そうした自然観光資源の保全と活用とともに、観光業をはじめとした各産業の活性 化をめざし、源流ツーリズム推進全体構想を作成します。

(2) 推進にあたっての現状と課題

①自然・文化資源の現状と課題

- ・紀伊半島最大級の原生林である「水源地の森」には、生きた化石植物と言われるトガサワラやニホンカモシカ(国指定特別天然記念物)、オオダイガハラサンショウウオ(県指定天然記念物)など貴重な動植物が生息しています。また、渓谷沿いの木の枝からは亜熱帯性のコケ植物がカーテンのようにぶら下がるなど一面緑の美しい苔の森が広がります。
- ・現存する日本最古の人工林である「歴史の証人(下多古村有林)」や吉野の樽

丸製作技術(国指定重要無形民俗文化財)、吉野林業の発展に貢献した土倉庄 三郎関連史跡など、林業にまつわる自然観光資源が存在します。

- ・不動窟鍾乳洞など、修験道に関連した自然観光資源が存在します。
- ・後南朝の歴史や伝承が残されています。
- ・柿の葉寿司やとちもち、粽(ちまき)やでんがらに代表される、山に囲まれた 地域ならではの食文化があります。
- ・村民の高齢化や後継者不足から、伝統文化や産業の伝承が課題となっています。

②利用の現状と課題

- ・平成 27 年度の年間入り込み客数は 304,355 人 (川上村地域振興課調べ)。月 別には特に8月が多く、川遊びや温泉を主な目的としていると思われます。
- ・平成27年度の宿泊者数は17,080人(川上村地域振興課調べ)で、年間入り込み客数のうち約6%にとどまっています。
- ・吉野川(紀の川)の源流域であり、渓流や森林などの自然観光資源が豊富にあります。これらの自然観光資源を活かし、都市や平野部の人々が自然とふれあうレクリエーションの場となっています。
- ・自然環境を活用したアクティビティとしては、吉野川(紀の川)の支流を活用 したキャニオニングやシャワークライミング、ダム湖を活用したカヌー、洞窟 でのケイビング、ハイキングやトレッキングがみられます。
- ・「水源地の森」を保全するため、村が森を購入し、条例による立入制限や調査 を行いつつ、環境教育の拠点などに活用しています。その他にも環境教育を目 的としたツアーを開催しています。
- ・柿の葉寿司づくり体験や旧東熊野街道ツアー、林業体験ツアーなど、川上村の 文化や産業を体験するツアーも開催されています。
- ・村内に広がる森林の内、レクリエーション利用されるものについて、村の森林 整備計画において保健機能森林に位置付けることにより必要な施設等の整備 を進めるなど、一層の効果が期待できます。
- ・川上村が推進する吉野川(紀の川)の上下流交流により、自治体間だけでなく 民間団体間などでも人やモノの交流がはじまっています。
- ・さまざまなツアーがありますが、催行回数が年1~2回程度のものが多く、自 然観光資源が十分に活用されていません。また、ツアーや飲食、宿泊等の観光 情報を問い合わせできる窓口がありません。
- ・吉野川(紀の川)支流の一部の地域では、夏の間、川遊びなどを目的とした個

人客が多く訪れます。バーベキュー後のゴミの放置など野生生物への影響が懸念されるほか、道幅が狭い道路での路上駐車など住民の生活に影響を及ぼす問題が発生しています。

2. 推進の目的及び基本方針

(1)源流ツーリズムの目的

村づくりの柱である『川上宣言』と、前述の「(2) 推進にあたっての現状と課題」を踏まえ、源流ツーリズム推進の目的を次のように定めます。

【源流ツーリズムの目的】

自然と一体となった産業を育んで山と水を守り、 都市や平野部の人たちが、

川上の豊かな自然の価値に触れ合ってもらえるような 仕組みづくりを行います。

(2) 推進の基本的な方針

目的を達成するために、協議会では以下のことを基本方針とし、源流ツーリズム の推進に取り組みます。

- ①「川の源流域の深い自然や文化を体験するなら川上村」というブランドを確立するための取組と情報発信を行い、都市部や平野部の人たちに本物の自然体験を提供します
- ②自然の恵みを受ける人全員が、自然の保全に参加する仕組みをつくり、川上村の 自然や文化を次の世代へつないでいきます
- ③源流ツーリズムを推進していくことが、地域・地域住民・観光関係者の利益につ ながる仕組みをつくり、観光産業の活性化をめざします

3. 推進する地域

(1) 推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方

川上村全域を対象とします。

川上村は、水源地の村として吉野川(紀の川)の流域に水の恵みを届け続けるため、自然環境を大切にしてきました。また村内全域がユネスコエコパークに登録されているように、村全体が保全の対象地域であり、観光振興や地域振興のために持続可能な利用が求められる重要な地域です。こうしたことから、村内における源流ツーリズムの推進や基盤整備を特定の地域に限定することは難しいため、全域を対象とします。

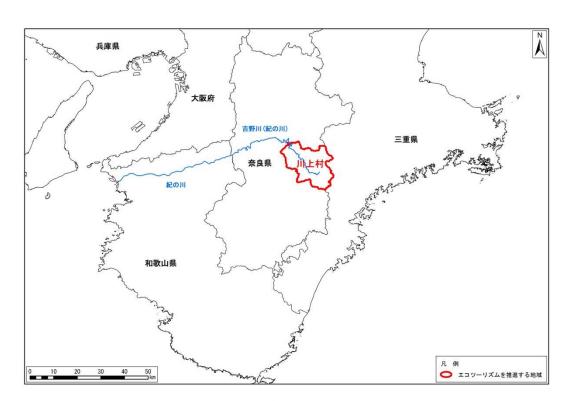


図1 推進地域の位置図

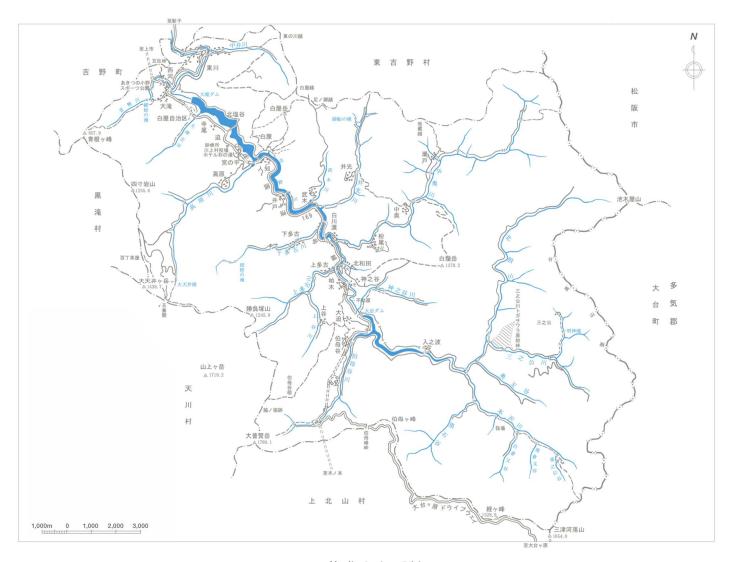


図2 推進地域の詳細図

第2章 対象となる自然観光資源等

1. 吉野川紀の川 源流ツーリズムの自然観光資源

川上村は、吉野川(紀の川)の源流に位置しており、日本有数の多雨地帯です。多様な動植物や地形・地質が織りなす美しい自然景観といった自然環境が存在しています。修験道に代表される山岳信仰や日本最古の造林の歴史を有する吉野林業といった、自然環境と密接な関わりにより育まれた歴史資産や伝統文化・産業等の自然観光資源が多数存在しています。これらの特徴ある自然観光資源は源流ツーリズムの対象となり、さまざまに組み合わせて魅力ある発信が可能となります。また、その他の自然観光資源として、源流ツーリズムに関連する観光資源等についても対象としました。

自然観光資源の区分と対象

区分	対象	分類・名称
	動物	哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、
	多 0170	魚類、昆虫類
(1)動植物の生息地または生育地	植物	維管束植物、蘚苔類、植生、巨樹
その他の自然環境に係るもの	地形・地質	鍾乳洞、鉱山跡
(の他の自然環境に係る)の		吉野川源流-水源地の森、滝、渓流、
	自然景観	屏風岩、青根ヶ峰、白鬚山、
		伯母谷覗、星空
		土倉庄三郎関連史跡、
◎白铁理块上南拉长眼/5七十十 7	歴史資産	歴史の証人 (下多古村有林)、
②自然環境と密接な関係を有する		後南朝の歴史と伝承
風俗習慣その他の伝統的な生活 文化に係るもの		 吉野林業と関連する文化、伝統食、
大田に除る 00 0	伝統文化・産業	山の神信仰、伝統行事
		H ~ 11 11 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	普及啓発施設	森と水の源流館、
	音及各完施設	大滝ダム・学べる防災ステーション
③その他の観光資源		丹生川上神社上社、吉野建、
	その他観光資源	匠の聚(むら)、大滝ダム、
		大迫ダム、湯盛温泉、入之波温泉

上記の自然観光資源の区分と対象に基づき、源流ツーリズムの対象となる自然観光資源のうち、特筆すべきものを以下に整理しています。

①動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの

対象	動物
分類·名称	哺乳類
所在地	川上村内各地
特性	村内の広い範囲で、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ニホン
	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンアナグマ、ニホンザル、
	ニホンリス、ムササビ、ホンシュウモモンガ、ノウサギ、
	テン、アカネズミ、ヒメネズミ等が生息しています。また、
	吉野川(紀の川)の源流部の渓流域にはカワネズミも生息
	しています。コウモリ類は、鍾乳洞や鉱山の廃鉱や樹林内
	等でキクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジ
	ロコウモリ、ノレンコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、ウ
	サギコウモリが生息しています。
利用の概況及び利用にあた	石灰岩地帯にある鍾乳洞において、コウモリ観察ツアーが
って配慮すべき事項	試験的に行われています。コウモリが生息する洞窟におい
	ては、立入や照明を制限するなど生息環境を保全する必要
	があります。また、観察の際には音や光などによる個体へ
	の影響を最小限にする必要があります。
	コウモリ以外の哺乳類は痕跡が多く確認されますが、実物
	の観察は難しいため、利用者に痕跡から生息する種を想像
	してもらうなどの技術が必要となります。
	また、近年、集落付近においてシカやイノシシによる農林
	業被害も多数生じています。駆除による個体数管理の必要
	性を示すとともに駆除したシカやイノシシを活用したジ
	ビエ料理を提供するなど人と自然の共生を考える素材と
	なります。

対象	動物
分類・名称	鳥類

所在地	川上村内各地
特性	山地にはイヌワシ、クマタカといった大型の猛禽類が生息
	するなど鳥類相は豊かです。村の鳥のヤマガラをはじめと
	して、ゴジュウカラ、シジュウカラ、アカゲラ、カヤクグ
	リ、カワセミといった留鳥、アカショウビン、コマドリ、
	オオルリ、キビタキ、クロツグミといった夏鳥、オシドリ、
	シロハラ、キクイタダキ、アトリといった冬鳥が生息して
	います。吉野川(紀の川)の源流域の渓流にはカワガラス
	なども生息しています。
利用の概況及び利用にあた	村内各所でバードウォッチングが行われています。観察に
って配慮すべき事項	あたっては、必要以上に接近しない、鳥笛などで個体の行
	動を錯乱させないなどの配慮が必要となります。
	近年は、ニホンジカの個体数密度が高くなり、下層植生が
	消失するなど植生が衰退したため、コマドリ等の森林の藪
	を好む鳥の生息環境が悪化しています。また、国指定の天
	然記念物及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存
	に関する法律(以下、「種の保存法」という。)の国内希少
	野生動植物種に指定されているイヌワシや、クマタカとい
	った猛禽類の営巣地については生息地の保護のために一
	般には公開しない配慮が必要となります。

対象	動物
分類·名称	爬虫類
所在地	川上村内各地
特性	村内の広い範囲でヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、
	タカチホヘビ、アオダイショウ、シマヘビ、ジムグリ、ヒ
	バカリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシが生息し
	ています。
利用の概況及び利用にあた	爬虫類単独での観察会は開催されていませんが、その他の
って配慮すべき事項	自然観察会の際に自然環境の一つとして観察対象となっ
	ています。
	ニホンマムシ、ヤマカガシは毒ヘビでもあるので観察の

際は注意して扱う必要があります。	
------------------	--

対象	動物
分類·名称	両生類
所在地	川上村内各地
特性	村内の広い範囲でカジカガエル、タゴガエル、ヤマアカガ
	エル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、アカハライ
	モリ等が生息しています。また、吉野川(紀の川)源流部
	の渓流にはオオダイガハラサンショウウオ、コガタブチサ
	ンショウウオ、ナガレヒキガエル、カジカガエル、タゴガ
	エル、ナガレタゴガエル等が生息しています。
利用の概況及び利用にあた	両生類単独での観察会は開催されていませんが、その他の
って配慮すべき事項	自然観察会の際に自然環境の一つとして観察対象となっ
	ています。
	オオダイガハラサンショウウオは奈良県の天然記念物に
	指定されており、生息地では生息環境の保全を進めて行く
	ことが重要となります。

対象	動物
分類・名称	魚類
所在地	川上村内各地
特性	村内の渓流域には、カワムツ、タカハヤ、ウグイ、アブラ
	ハヤ、スジシマドジョウ、シマドジョウ、アユ、アマゴ、
	カジカ (大卵型)、カワヨシノボリ、アカザ等、吉野川本流
	や大滝ダム、大迫ダムの止水域には、コイ、ギンブナ、オ
	イカワ、ウナギ等が生息しており、特定外来生物のオオク
	チバス、ブルーギルに加え、ブラウントラウトなどの生態
	系被害防止外来種リスト掲載種も確認されています。
利用の概況及び利用にあた	魚類を含めた水生生物の観察会が開催されています。釣り
って配慮すべき事項	は、渓流域ではアマゴやアユ、吉野川 (紀の川) 本流では
	アマゴやアユ、ウナギ釣りが楽しまれています。また、中
	井渓谷自然塾、木地ヶ森渓谷、井氷鹿の里では渓流を活か

した施設が整備されておりアマゴの釣りが、大迫ダムには
釣り公園が整備されており浮き桟橋からコイやヘラブナ
の釣りが楽しまれています。なお、遊漁対象魚の捕獲には
漁協の承諾が必要です。
特定外来生物のオオクチバス、ブルーギルに加え、ブラウ
ントラウトなどの生態系被害防止外来種リスト掲載種が
確認されており、釣り大会等の実施による外来種の駆除作
業は人と自然の共生を考える素材となります。

対象	動物
分類・名称	昆虫類
所在地	川上村内各地
特性	多様な地形・地質や常緑広葉樹林から亜高山帯の常緑針葉
	樹林まで幅広く分布する植生帯に伴い、昆虫相は豊かとな
	っています。
	分布が奈良県、熊本県、宮崎県に限られているゴイシツバ
	メシジミやギフチョウ、スギタニルリシジミ、アサギマダ
	ラ、イシガケチョウなどのチョウ類、オニヤンマ、ムカシ
	トンボ、ニシカワトンボなどのトンボ類、カブトムシ、ミ
	ヤマクワガタ、オオセンチコガネなどの甲虫類などが生息
	している。渓流にはカワトビケラ、フタスジモンカゲロウ、
	オオヤマカワゲラ、ヘビトンボといった水生昆虫が生息し
	ています。
利用の概況及び利用にあた	ゴイシツバメシジミの生息地や白屋地区等において昆虫
って配慮すべき事項	類の観察会が開催されています。また、匠の聚(むら)な
	どでは夜間の昆虫観察が開催されています。
	ゴイシツバメシジミは国指定の天然記念物及び種の保存
	法の国内希少野生動植物種に指定されているので生息地
	では生息環境であるツクバネガシ等が生育する樹林や食
	草であるシシンランの保全、ギフチョウは川上村が生息南
	限付近となっており、分布上重要であるため、食草である
	カンアオイ類を含めた生息環境の保全を進めて行くこと

が重要となります。
また、水生昆虫は川の汚れの影響を受けるため、川を利用
する場合は、水を汚さないなどの配慮が必要となります。
奈良県版レッドデータブックに記載されている貴重な昆
虫類については、採取圧が高まらないように生息場所を一
般に公開しないなどの配慮も必要となります。

対象	植物
分類・名称	維管束植物
所在地	川上村内各地
特性	多様な地形・地質や常緑広葉樹林から亜高山帯の常緑針葉
	樹林まで幅広く分布する植生帯に伴い、村の花であるヤマ
	ブキ、村の木であるスギを初めとして、維管束植物相は豊
	かとなっています。
	産地が四国と紀伊半島の深山に限られているトガサワラ
	や奈良県の特定希少野生動植物に指定されているヒメイ
	ノモトソウ、石灰岩地に特異的に生育するクモノスシダ、
	セツブンソウ、スハマソウ、岩崖地に生育するチャボツメ
	レンゲなどが生育しています。
利用の概況及び利用にあた	維管束植物をはじめとする自然観察会が開催されている
って配慮すべき事項	とともに、その他の自然観察会の際に自然環境の一つとし
	て観察対象となっています。
	希少な種が生育する場所では、森林伐採などの改変が行わ
	れないように生育環境を保全する必要があります。また、
	観察の際には湿地に生育する植物は踏みつけに弱いため、
	過度な踏みつけが起こらないように注意する必要があり
	ます。
	近年は、ニホンジカの個体数密度が高くなり、下層植生が
	消失するなど植生が衰退しています。このため、ニホンジ
	カの駆除による個体数調整や希少な植物が生育する植生
	については防護柵の設置などの保全対策が必要となりま
	す。

また、オオキンケイギクやナルトサワギク、オオカワヂシ
ャなどの特定外来生物やハリエンジュやアメリカオニア
ザミなどの生態系被害防止外来種リスト掲載種の駆除作
業は人と自然の共生を考える素材となります。

対象	植物
分類·名称	蘚苔類
所在地	川上村内各地
特性	村内の河川沿いや湿地周辺等の湿度が高い場所のほか、石
	垣や屋根の上等で観察されます。湿地にはホソバミズゴ
	ケ、オオミズゴケ、石灰岩地にはタイワントラノオゴケ、
	ホソヒラゴケといった希少な種のほか、カサゴケモドキと
	いった南限種といった分布上重要な種が生育しています。
利用の概況及び利用にあた	蘚苔類の観察会とともに、「苔テラリウム」を作成するツア
って配慮すべき事項	ーを実施しています。
	希少な種が生育する場所では、湿地や森林伐採などの改変
	が行われないように生育環境を保全する必要があります。
	また、観察の際には湿地や地表に生育する蘚苔類は踏みつ
	けに弱いため過度な踏みつけに注意することや、個体が小
	さいことから採取圧がかからないような配慮をする必要
	があります。
	なお、国立公園内に生育するミズゴケ類の採取は、自然公
	園法で規制されています。

対象	植生
分類·名称	植生
所在地	川上村内各地
特性	川上村は吉野林業の発祥地であるため、スギ、ヒノキ等の
	針葉樹の植林地が森林面積の約7割を占めています。集落
	の社寺の境内や植林が難しい岩崖地や人家の背後にある
	急傾斜地等に自然林が残されています。
	植生帯は、標高が低いところにあるアラカシ群落やイロハ

モミジーケヤキ群集が代表的な常緑広葉樹林からシラキーブナ群集やブナーミズナラ群落が代表的な落葉広葉樹林、標高が高いところにあるコメツガ群落、イトスゲートウヒ群落が代表的な亜高山帯の常緑針葉樹林まで存在し、近畿地方の中でも垂直分布が広い場所となっています。岩崖地ややせ尾根には、ツガートガサワラ群落やコウヤマキ群落、源流域の渓流沿いにはヤハズアジサイーサワグルミ群集、吉野川(紀の川)沿いの岩場にはサツキ群集、ユキヤナギ群集が分布しています。
林、標高が高いところにあるコメツガ群落、イトスゲートウヒ群落が代表的な亜高山帯の常緑針葉樹林まで存在し、近畿地方の中でも垂直分布が広い場所となっています。 岩崖地ややせ尾根には、ツガートガサワラ群落やコウヤマキ群落、源流域の渓流沿いにはヤハズアジサイーサワグルミ群集、吉野川(紀の川)沿いの岩場にはサツキ群集、ユ
ウヒ群落が代表的な亜高山帯の常緑針葉樹林まで存在し、 近畿地方の中でも垂直分布が広い場所となっています。 岩崖地ややせ尾根には、ツガートガサワラ群落やコウヤマ キ群落、源流域の渓流沿いにはヤハズアジサイーサワグル ミ群集、吉野川(紀の川)沿いの岩場にはサツキ群集、ユ
近畿地方の中でも垂直分布が広い場所となっています。 岩崖地ややせ尾根には、ツガートガサワラ群落やコウヤマ キ群落、源流域の渓流沿いにはヤハズアジサイーサワグル ミ群集、吉野川(紀の川)沿いの岩場にはサツキ群集、ユ
・・ 岩崖地ややせ尾根には、ツガートガサワラ群落やコウヤマ キ群落、源流域の渓流沿いにはヤハズアジサイーサワグル ミ群集、吉野川(紀の川)沿いの岩場にはサツキ群集、ユ
キ群落、源流域の渓流沿いにはヤハズアジサイーサワグル ミ群集、吉野川 (紀の川) 沿いの岩場にはサツキ群集、ユ
ミ群集、吉野川(紀の川)沿いの岩場にはサツキ群集、ユ
キヤナギ群集が分布しています。
利用の概況及び利用にあた 水源地の森において、森林を観察するツアーを実施してい
って配慮すべき事項ます。
自然林は、数少なく残されている貴重な植生であるだけで
なく、さまざまな動植物種の重要な生息・生育環境となっ
ており、保全を図ることが望まれます。特に、国の天然記
念物に指定されている「三ノ公川トガサワラ原始林」や環
境省の特定植物群落に選定されている「池木屋山の自然
林」、「神之谷 金剛寺のウラジロガシ林」、「白屋 八幡神
社のタブノキ林」、「高原 福源寺のウラジロガシ林」、「下
多古 宗像神社のコウヤマキ林」については、森林伐採等
により環境が悪化しないような配慮が必要となります。
近年は、ニホンジカの個体数密度が高くなり、下層植生が
消失するなど植生が衰退しています。このため、ニホンジ
カの駆除による個体数調整や重要な植生については防護
柵の設置などの保全対策を図るなどの配慮が必要となり
ます。

対象	植物
分類・名称	巨樹
所在地	川上村内各地
特性	歴史の証人(下多古村有林)には樹齢250~400年のスギや
	ヒノキが生育しており、大きなスギは胸高直径 164cm、幹
	回り 515cm、高さ約 50mにも達します。その他、十二社神

	社 (寺尾) のスギや鳥川神社 (東川) のスギ、井光神社の
	スギ (井光)、けぐわ (人知)、金剛寺のケヤキ (神之谷)
	等、巨樹は村内各所に分布しています。
利用の概況及び利用にあた	巨樹を巡るツアーを行っています。多くの土地が私有地で
って配慮すべき事項	あることから、土地所有者の許可を得て利用することが必
	要です。また、樹勢が衰えないように、根際や巨樹周辺を
	踏みつけないように配慮する必要があります。

対象	地形・地質
分類・名称	鍾乳洞
所在地	川上村柏木ほか
特性	不動窟鍾乳洞(柏木)は、奈良県の天然記念物に指定され、
	日本遺産の構成文化財となっています。これは、大峯登山
	の裏行場として名高い鍾乳洞で、洞窟内に不動明王が祀ら
	れています。洞内を流れる不動滝は、「やまとの水」にも選
	ばれるほど美しく澄んでいます。自然が長い年月をかけて
	生み出した不思議な空間を体験することができます。
	不動窟鍾乳洞以外にも、石灰岩が分布する地域には鍾乳洞
	が点在しています。
利用の概況及び利用にあた	不動窟鍾乳洞は観光鍾乳洞として整備されています。この
って配慮すべき事項	ほかの鍾乳洞ではケイビングツアーも開催されています。
	利用にあたっては、鍾乳石の破損を防ぐなど貴重な地形・
	地質である鍾乳洞の保全を図るとともに、鍾乳洞は特殊な
	環境であり、脆弱な生態系となっているため、洞窟に生息
	するコウモリ類や石灰岩地に特有に生育する蘚苔類とい
	った鍾乳洞に依存する動植物の生息環境の保全を図るこ
	とも必要となります。

対象	地形・地質
分類·名称	鉱山跡
所在地	川上村入之波、中奥、高原ほか
特性	川上村には、二酸化マンガン鉱や菱マンガン鉱等を産出す

	る入之波鉱山、大台ヶ原鉱山、奥吉野鉱山、上多古鉱山、
	磁鉄鉱を産出する七迫鉱山等の鉱山跡や白屋には和紙の
	製造に利用した石灰岩の採掘跡の白土山(きごやま)があ
	ります。
利用の概況及び利用にあた	地質に関する観察会は開催していますが、鉱山跡において
って配慮すべき事項	岩石等の観察会は現状では開催されていません。鉱山跡で
	は観察を行う際には崩落といった危険性も伴うので十分
	な注意が必要となります。このほか、鉱山跡に生息するコ
	ウモリ類といった動物種の生息環境の保全に配慮する必
	要があります。

対象	自然景観
分類・名称	吉野川源流-水源地の森
所在地	川上村神之谷字三之公
特性	吉野川源流部、三之公川流域の手つかずの天然林を多く含
	む村有林です。渓流沿いには、トチノキ、シオジ、サワグ
	ルミ、斜面から尾根には生きた化石植物といわれるトガサ
	ワラやモミ、ツガ、ヒノキ、ブナ、ミズナラなどの巨木が
	見られ、ツクバネガシ、ウラジロガシ、アカガシなどの照
	葉樹がこれに混在する特異な景観を有しています。ヒメシ
	ャラ、ヤハズアジサイ、ズイナなど中央構造線外帯に依存
	的に隔離分布する襲速紀(そはやき)要素の植物も生育し
	ています。渓谷には、樹枝に垂れさがるように生えるミズ
	スギモドキ、ヒロハシノブイトゴケなど亜熱帯性のコケ植
	物が豊富で美しい苔生す森となっています。ツキノワグマ
	(紀伊半島の地域個体群)、ニホンカモシカ、オオダイガハ
	ラサンショウウオなど希少な動物も生息しており、紀伊半
	島中南部における本来の生物多様性を残す数少ない貴重
	な森です。日本遺産の構成文化財となっています。
利用の概況及び利用にあた	「川上宣言」の具現化をめざし、平成 11 年度に約 740ha
って配慮すべき事項	を水源地保全のために村が購入しました。現在、保全のた
	めに生物相を明らかにするなどの調査が実施されている

ほか、一部を環境学習に活用しています。条例により一般
の入山は制限されています。
「水源地の森」では、定期的に森と水の源流館主催のガイ
ド付きツアーが開催されており、今後も保全に配慮した利
用が必要です。

対象	自然景観
分類・名称	滝
所在地	川上村西河、下多古、井光、高原ほか
特性	蜻蛉の滝(西河)は「やまとの水」にも選ばれています。
	このほか、琵琶の滝(下多古)、御船の滝(井光)、岩戸の
	滝 (井光)、大天井滝 (高原)、明神滝 (神之谷字三之公)
	があります。これらの滝以外にも、吉野川(紀の川)の源
	流部には大小の滝が散在しています。
	また、御船の滝は、厳冬期(1月~2月)には氷瀑が見ら
	れます。
利用の概況及び利用にあた	明神滝や御船の滝では季節に合わせたガイドツアーを開
って配慮すべき事項	催しています。また、蜻蛉の滝周辺は公園として整備され
	ており、滝を間近に見ることができる施設があります。
	利用の際は、足元が滑りやすくなっていることやアプロー
	チの際の道幅が狭い場所があることなどの注意が必要と
	なります。厳冬期の御船の滝は、天候により積雪の可能性
	があるため、軽アイゼン等の滑り止めが必要となります。

対象	自然景観
分類・名称	渓流
所在地	川上村各地
特性	川上村は吉野川(紀の川)の源流域にあり、北股川、三之
	公川、本沢川等の渓流が多く分布しています。渓流は滝や
	渕、瀬などの地形が複雑に分布しており、水は透明度が高
	くなっています。
利用の概況及び利用にあた	本沢川や北股川、中奥川ではキャニオニングツアーが行わ

って配慮すべき事項	れています。また、川原ではデイキャンプや水遊びなどを
	楽しむ人もいます。
	利用の際には、緊急車両や地元住民などの通行を妨げる路
	上駐車の解消が求められるほか、ゴミを持ち帰るなど自然
	環境を悪化させないような注意が必要となります。

対象	自然景観
分類·名称	屏風岩
所在地	川上村神之谷
特性	吉野川(紀の川)右岸にある痩せた岩崖地。石灰岩から成
	り立っており、白い岩肌と木々の緑のコントラストが美し
	い景観を形成しています。秋には更に広葉樹の紅葉が重な
	り絶景となります。
利用の概況及び利用にあた	眺望を楽しむ際には、国道 169 号沿いにあることから、通
って配慮すべき事項	行の妨げにならないように国道脇の小スペースに駐車す
	るなどの配慮が必要となります。

対象	自然景観
分類・名称	青根ヶ峰(吉野山)
所在地	西河
特性	吉野山の最高峰である青根ヶ峰 (858m)。桜の時期だけで
	なく紅葉の時期も景色も良好です。登山道は整備されてお
	り歩きやすいルートです。
利用の概況及び利用にあた	蜻蛉の滝から吉野山へ向かう登山コースとして紹介をし
って配慮すべき事項	ています。利用にあたっては、登山道が整備されており、
	歩きやすいが、一部に岩場があり注意が必要となります。
	また、利用にあたっては登山道からの踏みだし、ゴミ及び
	排泄物による環境への影響がないように十分に注意する
	必要があります。

対象	自然景観
分類・名称	白鬚岳

所在地	川上村
特性	上北山村との村界にある三津河落山(1,634m)、天川村と
	の村界にある大普賢岳 (1,780m) を除くと、川上村の最高
	峰(1,378m)で近畿百名山の一つとなっています。山頂に
	は京都大学名誉教授の故今西錦司氏の記念碑があります。
	尾根には自然林が多く紅葉の時期は絶景となります。山頂
	からは大峯山脈の絶景を展望することができます。
利用の概況及び利用にあた	登山コースとして紹介をしていますが、往復約8.9kmあり、
って配慮すべき事項	標高差もあるため本格的な準備が必要で、積雪時には軽ア
	イゼン等の滑り止めが必要となります。
	また、利用にあたっては登山道からの踏みだし、ゴミ及び
	排泄物による環境への影響がないように十分に注意する
	必要があります。

対象	自然景観
分類・名称	伯母谷覗
所在地	川上村伯母谷
特性	上谷から山上ヶ岳へ通じる道の途中にあるチャートから
	成る岩場で絶壁となっています。大峯山脈の絶景を展望す
	ることができます。
利用の概況及び利用にあた	山上ヶ岳、大普賢岳への登山コースとして紹介をしていま
って配慮すべき事項	す。利用にあたっては、登山道が整備されていないため、
	登山経験が必要であり、崖地や岩場も多いため注意が必要
	となります。
	また、利用にあたっては、ゴミ及び排泄物による環境への
1	

対象	自然景観
分類·名称	星空
所在地	川上村全域
特性	澄み切った空気で、村内には人工の明かりが少ない場所が
	多く、周囲の都市の街明かりも山々が閉ざしているため、

	夜空は暗く絶好の星空観察ができます。
	白屋では湖面の上空が開けているため満天の星空を楽し
	むことができます。
利用の概況及び利用にあた	星空観察会を試験的に実施しています。
って配慮すべき事項	星空観察にあたっては、夜間のため安全に配慮するととも
	に、騒音を起こさないなど周辺の住民への配慮が必要とな
	ります。

②自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

対象	歴史資産
分類・名称	土倉庄三郎関連史跡
所在地	川上村大滝ほか
特性	「吉野林業全書」を発刊するなど吉野林業中興の祖とも呼
	ばれる土倉庄三郎(1840~1917 年)の功績を称えるため、
	庄三郎が暮らした大滝集落には庄三郎の銅像が建立され、
	吉野川(紀の川)右岸の鎧掛岩に「土倉翁造林頌徳記念」
	と刻まれた磨崖碑が残されています。また吉野町樫尾から
	五社峠を経由し、川上村内を横断して伯母谷峠に至る約30
	kmの旧東熊野街道は、庄三郎が川上村の木材を効率的に出
	荷し、地域を活性化させようと計画し、明治 20 年(1887
	年)に完成させたものです。
	「土倉翁造林頌徳記念」の磨崖碑と、生家跡「土倉翁屋敷
	跡」は村の有形文化財に指定されており、日本遺産の構成
	文化財となっています。
利用の概況及び利用にあた	旧東熊野街道ウォークのほか、大峯山の古道と併せた歴史
って配慮すべき事項	ツアーを開催しています。
	銅像、磨崖碑は国道 169 号沿いにあることから、通行の妨
	げにならないように国道脇の小スペースに駐車するなど
	の配慮が必要となります。

対象	歴史資産
分類・名称	歴史の証人 (下多古村有林)

所在地	川上村下多古
特性	現存する人工林としては日本最古といわれており、樹齢
	250~400年の吉野杉や吉野檜が生育しています。日本遺産
	の構成文化財となっています。また、歴史の証人(下多古
	村有林)は文化庁の「ふるさと文化財の森」として設定さ
	れています。
利用の概況及び利用にあた	吉野林業に関連するツアーが開催されています。
って配慮すべき事項	利用にあたっては自然環境を悪化させないように配慮す
	る必要があります。

対象	歴史資産
分類・名称	後南朝の歴史と伝承
所在地	川上村全域
特性	「後南朝」とは、明徳3年(1392年)の南北朝合一後に皇
	位奪還をめざした南朝皇胤の活動のことをいい、川上村は
	その重要な拠点となっていました。村内各所には八幡平・
	カクシ平といった宮跡の伝承地や、金剛寺など南朝皇胤た
	ちの陵墓をはじめとする後南朝に関わる伝承や遺品が数
	多く伝えられています
利用の概況及び利用にあた	歴史ツアーが開催されています。歩道等が整備されておら
って配慮すべき事項	ず、危険な箇所が多いため、安全への配慮が必要となりま
	す。また、後南朝関連史跡は、住民の信仰の対象ともなっ
	ているので、歴史的価値を壊さないような配慮が必要とな
	ります。

対象	伝統文化・産業
分類·名称	吉野林業と関連する文化
所在地	川上村内各地
特性	川上村は良質な木材を生産する最適な土地とされ、日本で
	最も早い時期、室町時代には植林が行われていたと伝えら
	れています。「密植」、「多間伐」、「長伐期」を特徴とし、豊
	かな水の恩恵を受けつつ、長い年月をかけ、撫育(ぶいく)

と表現されるように大切に世話されて生長した木は、節が
無く、緻密な年輪をもった良質な木材となります。
吉野林業は「樽丸林業」と呼ばれたこともあります。「樽丸」
とは酒樽の材料となるもので、江戸時代、関西から関東へ
の酒の出荷が盛んになったことで樽丸の需要も増大しま
した。この需要の増加がもたらした育林技術の発達と、川
上村の自然風土との両輪が吉野林業を生みだし、林業の発
展とともに独自の文化を育みました。
吉野の樽丸製作技術は国の重要無形民俗文化財に指定さ
れているほか、割箸製作技術とともに日本遺産の構成文化
財となっています。
林業体験を含め、山村文化の体験ツアー等を行っていま
す。多くの森林が私有地であることから、所有者の許可を
得て利用することが必要で、木を傷つけたり、踏みつけな
ど環境を悪化させないように配慮する必要があります。ま
た、参加者にヘルメットを着用させるなど安全対策に留意
する必要があります。

対象	伝統文化・産業
分類·名称	伝統食: でんがら
所在地	川上村内各地
特性	端午の節句に男の子の立身出世を祈って作られる郷土料
	理です。ホオノキの葉で餅を巻いて、シュロの葉を細かく
	割いたもので縛って作られる。現在は餅米粉が用いられて
	いますが、昔はとうきびを粉砕したものを用いて作られて
	いました。日本遺産の構成文化財となっています。
利用の概況及び利用にあた	端午の節句の際に、各家庭で少数作られる程度です。ただ
って配慮すべき事項	し、高原地区では小規模ながら商業的な生産も行われてい
	ます。

対象	伝統文化・産業
分類・名称	伝統食:粽(ちまき)

所在地	川上村内各地
特性	端午の節句に男の子の立身出世を祈って作られる郷土料
	理です。米粉で作った団子をヨシの葉で包みシュロやイグ
	サの葉を細く割いたもので縛って作られます。日本遺産の
	構成文化財となっています。
利用の概況及び利用にあた	端午の節句の際に、各家庭で少数作られる程度です。
って配慮すべき事項	

対象	伝統文化・産業
分類・名称	伝統食:とちもち
所在地	川上村内各地
特性	木灰汁で栃の実をあく抜きし、手間暇をかけて作ります。
	古くから吉野地方で食される代表的な郷土料理です。日本
	遺産の構成文化財となっています。
利用の概況及び利用にあた	各家庭で少数作られる程度ですが、小規模ながら商業的な
って配慮すべき事項	生産も行われています。

対象	伝統文化・産業
分類·名称	伝統食: 柿の葉寿司
所在地	川上村内各地
特性	一口サイズのサバ寿司を柿の葉で包んだ押し寿司です。昔
	は夏祭りのごちそうでした。塩サバを三枚におろし、薄く
	そいで抜き型を使って作ったサバ寿司を柿の葉で包んで
	一昼夜押して作ります。近年は、サバの他にサケも使われ
	ています。日本遺産の構成文化財となっています。
利用の概況及び利用にあた	各家庭で夏祭りの際に作られますが、年間を通じて商業的
って配慮すべき事項	な生産も行われています。

対象	伝統文化・産業
分類・名称	山の神信仰
所在地	川上村内各地
特性	古代の人々は自然の中に神を見て、住み着いた土地のとて

	も美しい山を神として崇めました。地域ごとにさまざまな
	形態で祀られています。
	川上村ではイワナガ姫を祭神として、毎年1月、6月、11
	月の7日は「山の神」のお祭りがあります。この日は山仕
	事を行わず、山に入ってはいけないと言われています。「山
	の神様が嫉妬する」との言い伝えにより、女性は参加でき
	ない習わしがあります。日本遺産の構成文化財となってい
	ます。
利用の概況及び利用にあた	信仰の対象となっている場所であることから、地区や氏子
って配慮すべき事項	の事前承諾が必要となります。

対象	伝統文化・産業
分類·名称	伝統行事:弓祝式(弓会式)
所在地	川上村東川
特性	川上村の無形文化財にも指定されているこの祭は、延喜4
	年(904年)1月9日の大雪の日に弓の名人 東弥惣(ひが
	し やそう)が、村人を苦しめていた鬼を退治したという
	伝説が由来となっています。祭りは古式に則って執り行わ
	れており、「鬼」と書かれた大きな的に向かって矢を放つ場
	面が見どころとなっています。
利用の概況及び利用にあた	毎年1月9日に烏川神社(東川)、運川寺(東川)で行われ
って配慮すべき事項	ます。信仰の対象となっている場所であることから、神社
	や寺の事前承諾が必要となります。

対象	伝統文化・産業
分類・名称	伝統行事:朝拝式
所在地	川上村神之谷
特性	毎年2月5日、長禄の変(長禄元年(1457年)12月2日)
	で非業の最期を遂げられた後南朝の自天王を偲び、宮廷で
	行われていた新年の儀式にならって執り行われる祭礼で
	す。
	この日だけ公開される自天王の甲冑をご神体として、川

	上村の人たちによって長禄3年(1459年)から一度も途
	絶えることなく大切に執り行われてきました。川上村の
	無形民俗文化財に指定されています。
利用の概況及び利用にあた	毎年2月5日に金剛寺(神之谷)で行われます。
って配慮すべき事項	信仰の対象となっている場所であることから、寺社の事前
	承諾が必要となります。

対象	伝統文化・産業
分類・名称	伝統行事:ちゃんごかんご (法悦祭)
所在地	川上村高原
特性	悪疫退散や作物豊穣を祈願して行われる 1,200 年以上の伝
	統がある祭りです。鎮護(ちんご)と加護(かご)を祈っ
	たために、ちゃんごかんごと呼ぶようになったとの言い伝
	えがあります。
	「ホーエイサー」の掛け声とともに行われる、ユニークな
	太鼓たたきと鐘が打ち鳴らされます。最後は盆踊りが行わ
	れます。
利用の概況及び利用にあた	8月中旬に十二社神社(高原)で行われます。
って配慮すべき事項	信仰の対象となっている場所であることから、地区や氏子
	の事前承諾が必要となります。

対象	伝統文化・産業
分類·名称	伝統行事:千本杵搗き(せんぼんきねつき)
所在地	川上村各地
特性	子どもの成長を祝い、石搗き唄を唄う伝統行事です。子ど
	もの無事成長を祝うために、先端に奉幣を取り付け、花飾
	りを着けた杉の棒の杵を持ち寄ります。おめでたい言葉が
	連なる石搗き唄の囃し歌が唄われるなか、力を込めて餅を
	搗いていきます。神事の後に御供餅撒きが行われます。
利用の概況及び利用にあた	信仰の対象となっている場所であることから、地区や氏子
って配慮すべき事項	の事前承諾が必要となります。

対象	伝統文化・産業
分類·名称	伝統行事: 秋祭り(十二社権現高原氏神神社秋の大祭)
所在地	川上村高原
特性	惟喬親王 (844~897 年) を偲び、伝統衣装を着て餅を撒き、
	地区総出で餅を奪い合う勇壮で賑やかな祭りです。午前中
	は「千本杵搗き」と呼ばれる伝統的な餅搗きが行われ、午
	後から十二社神社で神事の後、餅撒きが始まります。1石
	近くの餅を2日がかりで搗き、伝統衣装を着た「担ぎ役」
	が小さな餅を籠に入れて運びこみ、それを奪い合うように
	取り合ったり、大きな餅は「撒き衆」が空高く放り投げ、
	一斉に奪いあいます。
利用の概況及び利用にあた	毎年10月1日に十二社神社(高原)で行われます。
って配慮すべき事項	信仰の対象となっている場所であることから、地区や氏子
	の事前承諾が必要となります。

③その他の観光資源

対象	普及啓発施設
分類·名称	森と水の源流館
所在地	川上村宮の平
特性	「川上宣言」の具現化をめざし村が建設した施設で、川上
	村の自然・歴史・文化を体感し学ぶことができる環境学習
	施設です。
	「源流学」をキーワードに1)源流の自然、水源地を守る
	ことの大切さをわかりやすく伝えること、2)地球環境問
	題・水資源問題を「水源地」の視点から考えること、3)
	本当の森や水の「楽しさ」を分かち合う交流の輪を広げる
	ことの3つを大きなテーマにしています。
	日本最大級のパノラマスクリーンで吉野川源流の映像を
	見られる「源流の森シアター」、「水源地の森」を再現した
	巨大ジオラマ、吉野川(紀の川)の人々の暮らしや産業を、
	上流下流にすむ魚のちがいを大型水槽で見ながら紹介す
	るコーナー「源流をめざして」や大滝ダム建設で水没した

丹生川上神社上社跡から発掘された縄文時代の遺跡(宮の
平遺跡)を紹介する展示、江戸時代の民家を再現した「天
明の家」などがあります。水源地の森ツアーなどの環境学
習会、自然観察会などの体験行事も実施しています。

対象	普及啓発施設
分類・名称	大滝ダム・学べる防災ステーション
所在地	川上村大滝
特性	近畿地方で最大級の「大滝ダム」と人間の知恵がどのよう
	に「水」を治め、「水」を活用してきたかを「見て、聞いて、
	さわって」学習する施設です。

対象	その他観光資源
分類・名称	丹生川上神社上社
所在地	川上村迫
特性	旧官幣大社で、古代において国家が祭祀を行っていた式内
	社(明神大社)及び二十二社の一つ「丹生川上神社」に推
	定されています。大滝ダム建設事業に伴い、平成10年3月
	(2000 年)に現在地に遷座しました。吉野川(紀の川)左
	岸にあった旧境内地の発掘調査では、奈良時代から近現代
	に至る神社関連の遺構が多数確認されました。また縄文時
	代中期末〜後期初(約4,000年前)の大規模な環状配石と、
	直立した状態の石棒も発見され、この地が古くから祭祀の
	場となっていたことが分かりました。日本遺産の構成文化
	財となっています。
利用の概況及び利用にあた	信仰の対象となっている場所であることから、ツアーとし
って配慮すべき事項	て利用する場合は神社の事前承諾が必要となります。

対象	その他観光資源
分類・名称	吉野建
所在地	川上村内各地
特性	吉野の山村の独特な景観を生み出す要素になっています。

	吉野は、平地が少ないため、傾斜地に谷を背にして家屋を
	建てることが多くあります。表から見るとどれも平屋か2
	階建てですが、家の裏側から眺めると、家屋は2階建や3
	階建となっています。主に道に面する1階は、商業空間な
	どの公的な機能を備え、地階は家族専用の空間として利用
	される傾向があります。また、基礎は石垣壇上積みとなっ
	ている場合が多くなっています。日本遺産の構成文化財と
	なっています。
利用の概況及び利用にあた	古くは修験道の宿場町として賑わった柏木等に多く残さ
って配慮すべき事項	れています。その一つである朝日館は旅館として営業して
	おり、宿泊や食事を通して大正時代から続く山村の生活の
	一端をうかがうことができます。

対象	その他観光資源
分類・名称	匠の聚 (むら)
所在地	川上村東川
特性	人と自然と芸術を結ぶ施設です。コテージが併設されてお
	り、陶芸などの芸術体験だけでなく、星空観察など宿泊を
	伴うイベントの開催が可能となります。

対象	その他観光資源
分類・名称	大滝ダム
所在地	川上村大滝
特性	国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所が
	管理する高さ 100 メートルの重力式コンクリートダム。ダ
	ムによって形成された人造湖は、「おおたき龍神湖」と名付
	けられています。例年7~8月頃には、ダム堤体内の見学
	ツアー(約 100 名参加)が開催されており、湖面について
	もカヌー体験などに試験的に利用されています。インフラ
	ツーリズム資源としての活用も期待されています。

対象	その他観光資源	
----	---------	--

分類・名称	大迫ダム
所在地	川上村北和田・大迫
特性	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所大迫ダム管理
	所が管理する高さ 70.5 メートルのアーチ式コンクリート
	ダム。ダムによって形成された人造湖は「大迫貯水池」と
	名付けられています。
	灌漑・上水道・発電を目的とした多目的ダムであり『十津
	川・紀の川総合開発事業』の中核的施設です。

対象	その他観光資源
分類・名称	湯盛温泉 (ホテル杉の湯)
所在地	川上村迫
特性	泉質は単純温泉(低張性・中性・低温泉)。高野槇や天然石
	造りの露天風呂があり、日帰り入浴が可能となっていま
	す。客室やレストランからは大滝ダムの人造湖「おおたき
	龍神湖」、対岸の壮大な吉野杉の美林と山々が一望できま
	す。

対象	その他観光資源
分類·名称	入之波温泉 (山鳩湯)
所在地	川上村入之波
特性	黄褐色の含炭酸重曹泉が毎分 500 リットル湧出する、全
	国でも珍しい温泉。日帰り入浴が可能となっています。
	杉の丸太造りの大浴場とケヤキで作った露天風呂があ
	り、大迫ダム湖畔のパノラマが広がります。

第3章 吉野川紀の川 源流ツーリズム実施の方法

1. ルール

源流ツーリズムを推進していくためには、自然観光資源の保全、ツアー参加者の安全確保、地域住民の生活環境への配慮等がなされなければなりません。また基本方針を実現し持続的な取組とするために、源流ツーリズムの仕組みの確立も必要です。 そのため本全体構想では、「ツアー実施者並びに観光関係者のルール」及び「ツアーを行う上でのルール」の2つを大きな柱として定めます。

協議会、ツアー実施者、観光関係者、そして参加者等の多様な関係者がこのルール 及び関係法令を守ることで源流ツーリズム推進の取組を持続可能なものとします。

(1)源流ツーリズム推進のためのルール

【協議会、ツアー実施者及び観光関係者のルール】 源流ツーリズムの仕組みの確立に向けて

- a 多様な関係者による連携の推進
- b 情報発信
- c 地域産業の活用・振興
- d 広域的な連携の推進

【ツアーを行う上でのルール】

ルールによって保護・維持・向上する対象

- a 自然環境及び自然観光資源の保全
- b 参加者の安全確保
- c 地域住民・土地所有者への配慮
- d 史跡等への配慮
- e その他環境全般の保全
- f ツアーの質の向上

(2) ルールの内容及び設定理由

各ルールとその設定理由は以下の通りです。

【協議会、ツアー実施者及び観光関係者のルール】

a 多様な関係者による連携の推進

源流ツーリズム推進の基本的な方針にもとづき、地域の多様な関係者が連携して源 流ツーリズムの推進に取り組みます。

【設定理由】

源流ツーリズムを推進するためには、源流ツーリズム推進の基本的な方針(4ページ)にもとづき、地域の多様な関係者が連携し取組を進めていく必要があるため 設定します。

協議会は、協議会を構成する多様な関係者による話し合いを定期的に開催します。 また、構成員だけではなく、さまざまな立場の人・組織の意見及び提案を聴く場を 必要に応じて設けます。

【設定理由】

源流ツーリズムを推進するためには、多様な関係者間の情報共有を積極的に行うことはもちろん、さまざまな主体が持つ課題、提案等を出し合える場が必要です。また、多岐にわたる取組であるため、協議会の構成員のみで話し合いを進めるだけでなく、多様な立場及び組織の人々の意見を聴くことが、効果的であると考えられるため設定します。

b 情報発信

協議会は、源流ツーリズムの取組の状況及びその効果を地元の方々へ積極的に発信し、地域の理解及び協力が得られるよう努めます。

【設定理由】

源流ツーリズムを推進するためには、幅広い関係者から理解を得ていく必要があります。そのため源流ツーリズムの意義及び効果についての情報を、地元の方へ向けて積極的に発信していくことが必要なため設定します。

協議会、ツアー実施者及び観光関係者は、一人ひとりが水源地の村の広報担当として、村の魅力について外部に対して積極的に情報を発信するよう努めます。

【設定理由】

さまざまな地域から川上村に来ていただくためには、本地域を来訪及び滞在することの具体的な魅力を、より多くの人に知っていただく機会を増やすことが必要です。そのためには多様な関係者が川上村の魅力を機会あるごとに周知していくことが必要なため設定します。

c 地域産業の活用・振興

ツアー実施者及び協議会をはじめとする関係者は、水源地の村ならではの地域産業との連携や産品の活用に積極的に取り組み、また、地域資源活用に関する情報を 共有していくことで地域の振興につなげます。

【設定理由】

観光旅行者に対して、当地域ならではの産品、食材、サービス等を提供することが、ツアー全体の満足度をより高め、地域産業の振興にもつながるため設定します。

d 広域的な連携の推進

協議会は、吉野川(紀の川)でつながる地域との連携をはじめ、より広域的な取組を進めるよう努めます。

【設定理由】

本全体構想では、川上村内を対象とした源流ツーリズムを推進することとしていますが、実際の観光旅行者は、より広い範囲で旅行の計画を立てることが想定されます。また、広域的に連携することでより多くの魅力ある資源を活用したアピールも可能となるため設定します。

【ツアーを行う上でのルール】

a 自然環境及び自然観光資源の保全

ツアー実施者は、動植物の観察では、本来の生態や環境に可能な限り影響を与えないよう配慮しましょう。影響が不明な場合は、専門家に助言を求めます。専門家は 適切に対応するよう努めましょう。

【設定理由】

動植物にはそれぞれの生態的な特徴があります。例えば、水中の生物を水の外で 長時間観察するといった観察方法は、対象の動植物に大きな影響を及ぼす可能性も 考えられます。自然観光資源を保全し、本来の姿を残していくため設定します。

ツアー実施者は、野生動植物やその生息・生育環境に悪影響が出ないようなツアー 定員を設定します。

【設定理由】

ツアー参加人数が多すぎることによる、植生の踏みつけや繁殖阻害など、野生動植物の生息・生育環境の悪化等を防ぐために設定します。モニタリングの結果、植生や動物の繁殖等に影響が生じると想定される場合は、定員数について検討を行います。

協議会、ツアー実施者及び専門家は希少な動植物の生息・生育場所等に関する情報 は公開や紹介をしないよう注意しましょう。また、ツアーの実施に際しては、希少 種に対し特段の配慮を行いましょう。

【設定理由】

本地域の自然の中には希少な動植物も生息・生育しています。これらの生息・生育場所等の情報を公開すると、乱獲や密猟、盗掘などにつながり、地域の自然環境が脅かされるため設定します。

b 参加者の安全確保

ツアー実施者は、参加者に対して、ツアー参加にあたっての注意事項の説明を行いましょう。

【設定理由】

ツアー参加にあたっての注意事項 (ツアーの難易度や、適切な服装・装備など) を参加者に伝えることは、安全確保のために必要です。また、ツアーの楽しさや快適性、参加者の満足度にも影響するため設定します。

ツアー実施者は、参加者の安全確保のために必要な定員の上限を設定するとともに、ツアーの内容に応じて下見を行い、参加者の安全確保のために必要な安全装備等の準備を行いましょう。また、ツアー実施前に天気予報等の情報から予想される 危険性について確認しましょう。

【設定理由】

ツアーの安全性を高めるために設定します。下見の結果、参加者の安全確保のために必要な安全装備等について準備するとともに、参加者へ危険箇所等の周知を行います。また、悪天候、その他の危険が予想される場合は、ツアー実施者は危険性を判断した上でツアーの実施の可否を決定します。

ツアー実施者は、ツアーの内容に応じた救急救命用品を準備しましょう。

【設定理由】

万一の傷病に対応できるよう、ツアーの内容に応じた救急救命用品等を準備します。参加者の安全や快適性を確保するために設定します。

ツアー実施者は、自身の健康に注意し、感染性の病気などになった場合には、ツアーを行いません。

【設定理由】

インフルエンザ、ノロウイルス等の感染拡大を防ぐために設定します。万一、参加者が感染した場合は参加者の健康を害することはもちろんのこと、感染が参加者のみにとどまらず、宿泊施設等の広範囲に感染を広げる可能性もあるため十分な注意が必要です。

ツアー実施者はツアー内容に応じた保険に加入し、保障内容を参加者へ提示しましょう。

【設定理由】

事故等が発生した場合に、参加者に対して最大限の対応ができるよう、ツアー実施者は保険に入る必要があります。また参加者へ保障内容を伝え理解を得ておくことも必要であるため設定します。

ツアー実施者は定期的に救命救急講習を受講しましょう。

【設定理由】

万一の事故に対して適切な処置を行えるように設定します。

ツアー実施者は、緊急時の連絡先や対応を明確にしておきましょう。

【設定理由】

ツアー中の事故や急病の際に、迅速に対応できるよう設定します。

c 地域住民・土地所有者への配慮

ツアー実施者は、地域住民の住居周辺や生活の場をツアーで利用する場合は、事前 に地域住民や土地所有者に説明し了承を得ましょう。

【設定理由】

地域住民の方々の生活環境を守り、各種のトラブルを未然に防止するため設定します。

d 史跡等への配慮

ツアー実施者は、参加者に対して史跡や建物などに傷をつけたり、落書きしたりしないよう事前に注意しましょう。

【設定理由】

史跡等の資源を守るため設定します。

e その他環境全般の保全

ツアー実施者は、ツアー中に発生したゴミは全て持ち帰るとともに、ツアー中に発 見したゴミもなるべく持ち帰り、持ち帰ったゴミはツアー実施者または参加者に おいて適切に処分しましょう。また、参加者へ自分で持ち込んだゴミは持ち帰るよ う伝えましょう。

【設定理由】

吉野川(紀の川)源流域の環境を保全するとともに、ゴミは持ち帰るという意識 を高めるために設定します。

ツアー参加者は、自然観光資源の保全や安全確保、地域住民への配慮に関して、ガイドが説明したことを守りましょう。

【設定理由】

ツアー参加者にも、源流ツーリズムの取組に積極的に参加してもらえるよう設定します。

f ツアーの質の向上

協議会は、ガイド等のツアー事業者を対象として、救命救急講習に関する周知や説明会などを必要に応じて実施します。

【設定理由】

救命救急の方法は、日々更新されていきます。協議会が常に最新の情報を把握するよう努め、ツアー実施者に周知し、また必要に応じて講習や説明会を開催することが効率的であるため設定します。

協議会は、緊急の連絡先の情報を整理し、ツアー実施者に周知します。

【設定理由】

ツアー実施者は、事故などの緊急時に警察・消防などの連絡先を把握しておく必要があるため設定します。

協議会はツアー実施者に対して、地域の歴史や動植物に関する講習会などを必要に応じて実施します。

【設定理由】

ツアー参加者に川上村の自然観光資源について理解を深めてもらうことでリピーターの増加をめざします。そのためには、まずガイドが自然観光資源に関する理解を深めることが必要であるため設定します。

(3) ルールを適用する範囲

源流ツーリズムを推進する本地域全域(川上村全域)とします。

(4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

次の方法で実効性を確保します。

①ルールの共有

ルールが守られるためには、全ての関係者の間でルールを共有することが重要です。そのため、ツアー実施者や観光関係者、ツアー参加者等の観光客、地元住民に対してルールの周知を図ります。

【ツアー実施者・観光関係者】

源流ツーリズムの主体であるため、ルールの理解と厳守が必要です。協議会が中心となりルールの周知の徹底を図ります。また、新しいルールの策定や見直しの際は、協議会とツアー実施者・観光関係者が協力して行います。

新規参入の事業者や協議会参加事業者以外の事業者に対して理解を得るため に、ホームページやパンフレット等における情報提供を行います。

【ツアー参加者等の観光客】

観光客が事前にルールや注意事項を知ることができるように、ツアー実施者や協議会のホームページ等で情報提供を行います。また、ツアー実施時にはツアー 実施者から参加者へルールとその必要性を伝えることにより、観光客の理解を深め、協力が得られるようにします。

【地元住民】

源流ツーリズムのフィールドに深く関わっている地域住民の理解や参加、協力は不可欠です。そのため協議会が中心となり、源流ツーリズムの意義、ルールの内容や必要性について地元住民への周知や協力要請等を行うとともに、地域が一体となった源流ツーリズムを推進する体制の構築をめざします。

②ルールの定期的な見直し

協議会が行う本全体構想の見直しにあわせてルールも見直します。なお、特に 緊急の必要性がある場合には、ルールのみの見直しも行います。また、本ルール では不十分と判断される場合は、問題点を整理し、特定自然観光資源の指定や法 令等による対応も検討します。

2. ガイダンス及びプログラム

(1) 川上村でのツアー実施の基本的な考え方

一般的なガイダンスの方法には、専門のガイドが直接解説や体験の指導などをする方法のほかに、パンフレット等により情報を伝える間接的な方法があります。源流ツーリズムにおけるガイダンスの方法は、観光客に川上村の自然観光資源の価値に触れ合ってもらえるよう、ガイドが直接案内・解説や体験の指導をする方法を主とします。また補助的に間接的な案内方法も活用するものとします。

(2) 主なガイダンス及びプログラムの内容

源流ツーリズムの主なプログラムを示します。これらは現在実施されているツアーを基本として、今後実施が期待されるツアーを追加したものです。

① 紀の川吉野川源流部の

悠久なる自然を体感するツアー

川上村には、紀伊半島最大級の原生林「水源地の森」をはじめ、手つかずの自然が多く残っています。多様な植生や迫力ある自然景観を利用したツアーを実施していきます。

【主なプログラム】

- 水源地の森での環境学習
- 動植物や地質の観察会
- ・キャニオニングをはじめとした、渓流を活かしたアクティビティ
- ・鍾乳洞を活かしたケイビング
- ・厳冬期の氷瀑ツアー
- ・川原での水遊び
- ・登山ツアー
- 星空観察会

② 紀の川吉野川源流域の

文化・歴史を体験するツアー

川上村には、林業に代表される人と自然がともに生きる暮らしがあります。自然そのものだけでなく、人と自然の共生の中で育まれてきた歴史や文化、産業も次の世代へ引き継いでいきたいと考えます。そのため、これらをツアーの要素として活用していきます。

【主なプログラム】

- ・林業体験ツアー
- ・後南朝の歴史めぐりツアー
- ・柿の葉寿司づくりなど、郷土料理体験
- ・旧東熊野街道などの古道ウォーク
- ・大滝ダム見学ツアー
- ・ダム湖面でのカヌー体験
- ・民泊による山村文化の体験

(3) 実施される場所

ツアーで活用できる自然観光資源やその他の資源は村内全域に存在しています。 したがって、村内全域で行われます。

(4) プログラムの実施主体

源流ツーリズムでは、ツアー実施者だけでなく関連する個人や観光関係者などが 連携し、観光旅行者に自然観光資源の案内・解説を行います。

(5) プログラムのモニタリングと改善

参加者に高い満足度を与える質の高いツアーを継続して実施するために、前述の ルールに則り、ツアーの質を向上させていきます。

また後述する自然観光資源のモニタリング及び評価の結果を受けて必要に応じてプログラム内容も改善を促します。

3. 自然観光資源のモニタリング及び評価

ツアーで活用されている自然観光資源については、保全の観点から継続的にモニタ リングを行い、必要に応じて対策を行い、改善していくことが重要です。

ツアーによる影響やツアー以外の要因による影響などさまざまな影響や変化が想定されますが、モニタリングは「継続的に行える」ことを第一に考え、各自然観光資源に接する機会が最も多いと考えられるツアー実施者が主に行うことを基本とします。

なお本全体構想では、自然観光資源だけでなくツアーの質や地域住民の方々の理解 についてもモニタリングを行い、地域への貢献の度合いや課題などについても検討し ます。これらのモニタリングの結果は必要に応じて、源流ツーリズムやツアーのあり 方(ルール)にも反映していきます。

(1) モニタリングの対象と方法

1) 自然観光資源

自然観光資源に関するモニタリングの対象は次に示す4項目とします。

ツアー実施者は、ツアーで活用している場所において、ツアーの対象としている項目についてツアー実施時や下見時に気づいた点があれば、随時協議会に電話、FAX及び電子メール等で報告します。

なお、ツアー実施者が報告する際に使用するモニタリング票は協議会が作成します。収集したモニタリング票については、協議会が集計を行い、自然観光資源を保全するための基礎データとして活用します。

各項目についてのモニタリングの目的、実施者、対象、主な報告内容は以下のと おりとします。

①動植物の生息状況

【目的】

ツアーで活用している地域の動植物の生息状況の変化の把握

【実施者】

ツアー実施者

【モニタリング対象】

一般的な動植物や外来生物

【主な報告内容】

- ・動植物の生息状況の変化(種名、場所、変化の状況)
- ・外来生物の確認 (種名、場所、確認状況)
- その他気づいたこと
- ・写真 (適宜)

②動植物の生息地・生育地の状況

【目的】

ツアーで活用している地域の動植物の生息・生育地の変化の把握

【実施者】

ツアー実施者、専門家、専門機関 ※必要に応じて実施する

【モニタリング対象】

- ツアーで活用している地域(ツアー実施者)
- 協議会がモニタリング対象地点及び指標となる動植物として選定したもの(専門家、専門機関)
- ※ 指標となる動物、植物はモニタリング対象地点ごとに選定する。

【主な報告内容】

- 〇 ツアー実施者が実施するもの
- ・川の状況の変化
- ・ 森の状況の変化
- その他気づいたこと
- ・写真 (適宜)
- 〇 専門家、専門機関が実施するもの
- ・植生の状況(特に、下層植生について着目して記載)
- ・改変状況(伐採、造成、廃棄物の投棄、踏み荒らしなど)
- ・指標動物の生息数と確認場所
- ・指標植物の生育数と分布範囲と活力
- ・写真(確認した指標動物、植物及び定点写真)

③地形・地質の状況

【目的】

ツアーで活用している地域の地形・地質の変化の把握

【実施者】

ツアー実施者

【モニタリング対象】

鍾乳洞、鉱山跡

【主な報告内容】

- ・状況の変化(場所、変化の状況)
- ・その他 (アプローチルートの状況等)
- ・写真 (適宜)

④自然景観の状況

【目的】

ツアーで活用している地域の自然景観の変化の把握

【実施者】

ツアー実施者

【モニタリング対象】

滝、渓流、星空等の景観ポイント

【主な報告内容】

- ・自然景観の変化(場所、変化の状況)
- ・その他(アプローチルートの状況等)
- ・写真 (適宜)

2) ツアーの質

ツアー参加者を対象として、ツアーの質についてのアンケート調査を行います。 アンケート項目は、ツアー参加者の属性やツアーの満足度、川上村の自然に関する 評価を主とします。アンケート用紙は協議会が作成します。収集したアンケート結 果については、協議会が集計を行い、源流ツーリズムやツアーのあり方(ルール) を改善するための基礎データとして活用します。

3) 地域住民の理解

源流ツーリズムの推進には、地域住民の参加が不可欠です。このため、地域住民の「観光や源流ツーリズムに対する意識」や「環境保全に対する意識」の変化などについて、必要に応じてアンケート調査を実施します。アンケート用紙は協議会が作成します。収集したアンケート結果については、協議会が集計を行い、源流ツーリズムやツアーのあり方を改善するための基礎データとして活用します。

(2) モニタリングに当たっての各主体の役割

各主体	役割
3.W.7. E###	エコツアーの際に、自然観光資源の変化や問題点を把握し
①ツアー実施者	協議会に報告します。
②ツアー参加者	モニタリングを実施する際に参加・協力を求めます。
	必要に応じて、動植物の生息・生育地に関する調査を行い
③動植物など自然観光資源	ます。また、ツアー実施者等が行うモニタリング調査の手
に関する専門家、専門機関	法や調査結果の評価に関する助言を行います。さらに、評
	価結果を踏まえて、必要な対策等に関する提案を行います。
	さまざまな主体が実施するモニタリングについて関係者で
	情報を共有します。
④協議会	専門家の協力を得て、モニタリング結果の取りまとめや評
	価を行い、ツアー実施に関する改善方法等について協議し
	ます。
@ 4= Th	協議会と協力して、自然観光資源の保全と活用に向けて必
⑤行政	要な取組を行います。

(3) 評価の方法

1) 評価の方法

各モニタリングによって得られた情報をもとに、ツアーの実施が自然観光資源に与えている影響の有無とその程度を把握します。専門家の意見聴取が必要と判断された場合、協議会より該当する分野の専門家・専門機関に対し、評価と改善方法の提案を依頼し、協議会はその評価と提案について確認と承認を行います。

2) 評価の視点と改善方法の提案

年1回程度、協議会から依頼された専門家・専門機関がツアーの実施が自然観光 資源に与えている影響の有無とその程度を評価します。必要に応じて、ツアーで活 用されている自然観光資源の現地調査を行い、自然観光資源を継続させるための課 題を検討し、保全策等の改善方法の提案を行います。

(4) モニタリング及び評価結果の反映方法

協議会がモニタリングの評価結果と改善策について、ツアー実施者に周知・指導 し、ツアーの実施方法の改善を図ります。改善策の程度によって、反映方法を以下 の2つに分類します。

1) ツアー実施方法の改善により対処が可能なもの

協議会が、評価結果と改善策について、ツアー実施者に周知・指導します。必要に応じて、ツアー実施者同士の話し合いの場を設けて検討・調整します。

2) ツアー実施者では対応が困難なもの

協議会が関係行政機関と協議し、改善策を検討します。

(5) 特定自然観光資源の指定の検討

モニタリングの評価の結果、保全が必要となり法的な措置を講ずる必要がある ものについては、特定自然観光資源への指定等を検討します。

4. 主な情報提供の方法

主に次の方法により、源流ツーリズムに関する情報を内外に幅広く提供していきます。

対象	媒体	内容
村民	• 広報紙	
社民 観光事業者	・川上村のホームページ	源流ツーリズムの取組について
10000000000000000000000000000000000000	・その他	
	・ホームページ (協議会、ツアー	
	実施者、観光関係者)	
 観光旅行者	\cdot SNS	川上村の魅力及び楽しみ方
観光派11名 	・メディアへの情報提供	源流ツーリズムの取組について
	・リーフレット等の配布	
	・その他	

5. 吉野川紀の川 源流ツーリズムに関わる人々の育成または研鑽

の方法

(1) 育成または研鑽の方法

ガイドをはじめとする川上村の人々は、参加者と直接交流しながら本地域の魅力を伝え、参加者の感動を呼び起こすという重要な役割を担っています。そのため、参加者の大きな満足度を得るためにも、本地域におけるガイドをはじめとする観光関係者の育成と質の向上に努めます。

また本地域のエコツーリズムやツアーの質を高めていくためには、安全管理やリスクマネジメントに関する基礎知識はもとより、マーケティングに関する知識や経験、商品企画力、関係者と連携・調整して新たな課題に取り組む能力、動植物の生態や保全管理等に関する知識も必要となります。

本地域では、上記のような能力を持つガイドやプロデューサー的な役割を担える 人材を育成するため、協議会において人材育成や技術向上をめざした講習の実施も 検討していきます。

(2) 源流ツーリズムに関わる人々の間の調整、新規参入事業者への対応

協議会は、現場で実際に生じている問題や、ツアー実施者が困っている点などを話し合う場を提供します。ツアー実施者など関係者が抱える問題の解決や学びのための話し合いの場となるよう配慮します。また、新規参入者には、協議会より全体構想の内容について説明し、地域全体で効果的な取組となるよう協議会への参加や関係者との連携を勧めます。

第4章 自然観光資源の保護及び育成

1. 特定自然観光資源の指定について

本地域の自然観光資源の多くは後述するさまざまな制度により現状においては 保全が図られていると判断されるため、今回の全体構想作成にあたって特定観光資源の指定は行いません。

ただし、自然観光資源の保護を図る上で特定自然観光資源への指定が必要と判断 される状況が生じた場合には、協議会において特定自然観光資源への指定を検討し ます。

2. その他の自然観光資源

(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

本全体構想に記載されたルールを関係者が守るよう協議会が普及啓発や必要な 取組を進めることで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護・育成に努めま す。また、モニタリングの結果に基づいてより一層の対策が必要と判断される場合 は、専門家からの意見を踏まえて協議会において対応を協議し、観光関係者の協力 を得て改善を図ります。

(2) 自然観光資源に関係する主な法令及び計画

自然観光資源に関係する主な法令及び計画を以下に示します。

区分	名称	所管する機関(窓口)
条約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産	UNESCO (文化庁)
木小り	条約)	ONESCO (XIE/1)
	自然公園法	環境省(近畿地方環境事務
	日然公園伝	所・吉野自然保護官事務所)
法令	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境省(近畿地方環境事務
本市	(種の保存法)	所・吉野自然保護官事務所)
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省(近畿地方環境事務
	(鳥獣保護管理法)	所·吉野自然保護官事務所)

	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法	環境省(近畿地方環境事務
	律 (外来生物法)	所・吉野自然保護官事務所)
	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措	農林水産省(農村振興局鳥
		獣対策・農村環境課鳥獣対
	置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)	策室)
		農林水産省(林野庁近畿中
	国有林野の管理経営に関する法律	国森林管理局・奈良森林管
		理事務所)
	森林法	奈良県 (農林部林業振興課)
	森林の保健機能の増進に関する特別措置法	奈良県 (農林部林業振興課)
	文化財保護法	文化庁 (文化資源活用課)
	景観法	奈良県(くらし創造部景観・
	从既仏	環境局景観・自然環境課)
		国土交通省(近畿地方整備
	河川法	局紀の川ダム統合管理事務
	例用伝	所)
		奈良県 (吉野土木事務所)
	漁業法	奈良県(農林部農業水産振
	Im / 12	興課)
	奈良県環境基本条例	奈良県(くらし創造部景観・
	ALANACALE TORVI	環境局景観・自然環境課)
	奈良県自然環境保全条例	奈良県(くらし創造部景観・
		環境局景観・自然環境課)
	会良県特定希少野生動植物の保護に関する条例	奈良県(くらし創造部景観・
		環境局景観・自然環境課)
条例		奈良県(くらし創造部景観・
	奈良県生活環境保全条例	環境局景観・環境総合セン
		ター)
	 奈良県景観条例	奈良県(くらし創造部景観・
		環境局景観・自然環境課)
	奈良県文化財保護条例	奈良県(教育委員会事務局
		文化財保存課)

	川上村環境基本条例	川上村(水源地課)
	川上村文化財保護条例	川上村(教育委員会事務局)
	吉野川源流水源地の森の設置及び管理運営に関する条例	川上村(水源地課)
	新奈良県環境総合計画	奈良県(くらし創造部景観・
	机宗民宗环境総合計画	環境局環境政策課)
	生物多様性なら戦略	奈良県(くらし創造部景観・
	生物多塚性なり戦略	環境局景観・自然環境課)
	奈良県ニホンジカ第二種特定管理計画	奈良県(農林部農業水産振
	京 区	興課)
	奈良県イノシシ第二種特定管理計画	奈良県(農林部農業水産振
	京以 パイプ グラ 初一 性付 に 日 上 日 四	興課)
計画	奈良県ツキノワグマ保護管理計画	奈良県(農林部農業水産振
		興課)
	なら水循環ビジョン	奈良県(地域振興部地域政
	なりが明然による。	策課)
	奈良県景観計画	奈良県(くらし創造部景観・
	水区水从既 用四	環境局景観・自然環境課)
	川上村環境基本計画	川上村
	川上村森林整備計画	川上村
	特定希少野生動植物ヒメイノモトソウ保護管理事業計画	奈良県(くらし創造部景観・
	17 に17 グラス工動値がこハイノ に17 グ 体験自任事末前画	環境局景観・自然環境課)
	生物圏保全地域 (ユネスコエコパーク)	UNESCO、文部科学省国際統
事業	工切回你工程例(一个小、一一一)	括官付ユネスコ企画係
尹木	日本遺産	文化庁(文化資源活用課)
	ふるさと文化財の森システム推進事業	文化庁(文化資源活用課)

第5章 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進体制

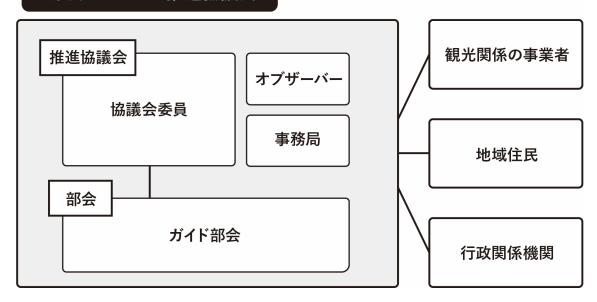
1. 協議会の構成員及び役割分担

源流ツーリズムを推進していくために源流ツーリズム推進協議会を設置します。源流ツーリズム推進協議会は協議会委員、オブザーバー、事務局により構成されます。また、専門性が高く、詳細な検討が必要な項目については、協議会の下に作業組織としての部会を必要に応じて設置します。なお、部会の設置・廃止については、協議会の承認を必要とします。

まず、源流ツーリズムの円滑な運営と全体構想の点検・見直しやガイドの育成、講習・研修内容について検討することを目的としたガイド部会を設置します。

新規参入事業者には、協議会及び加盟団体から「第1章 2. 推進の目的及び基本方針」に理解と共感を求め、同意いただける事業者には協議会への入会を積極的に進めます。

源流ツーリズム推進協議会



◆協議会委員

※順不同 平成 29 年 11 月現在

所属	役職	氏名	役割
川上村	村長	栗山忠昭	会長
川上村議会	議長	春増 薫	
川上村商工会	会長	志賀正夫	副会長
川上刊尚上云	云文	心須正大	ガイド部会
川上村漁業協同組合	組合長	堀谷正吾	ガイド部会
一般社団法人吉野かわかみ社中	理事長	下西昭昌	ガイド部会
川上村観光協会	△臣	市川禾畑	副会長
川上刊戦ル協会	会長	中川秀雄	ガイド部会
公益財団法人吉野川紀の川源流物語	事務局長	尾上忠大	ガイド部会
一般財団法人グリーンパークかわかみ	事務局長	森脇 深	ガイド部会
株式会社二升五合	代表取締役	廣末 優	ガイド部会
青空ファン	代表	橋本敬二	ガイド部会
ヨイヨイかわかみ		竹中雅幸	ガイド部会
区長会長	高原区長	大辻哲二	
区長会代表	中奥区長	鍵 敬二	
区長会代表	上多古区長	栢本三津留	
近畿大学経営学部	教授	高橋一夫	助言・指導
龍谷大学理工学部	准教授	横田岳人	助言・指導

◆オブザーバー

所属	役職
農林水産省	近畿農政局農村振興部 農村計画課 課長
国土交通省	近畿運輸局観光部 観光地域振興課 課長
国土交通省	近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 事務所長
環境省	近畿地方環境事務所 国立公園課 課長
奈良県	地域振興部 南部東部振興課 課長
川上村	参与

事務局	川上村 水源地課、地域振興課	定住促進課
-----	----------------	-------

2. 協議会及び各部会の役割

実施主体		内容	
協議会		■全体構想の点検、見直し内容の承認	
		■その他必要な事項	
		■全体構想の点検・見直し内容の検討	
		・ルールの策定・普及・見直し等	
部会	ガイド部会	※特にツアーを行う上でのルール	
교 교	カイト部会	・モニタリング実施、評価、対策検討	
		■ガイドの育成、講習・研修内容の検討	
		■その他必要な事項	
		■ルールの運用、周知	
		■情報提供	
		・地域住民への情報提供	
		・メディア等への情報提供	
		■関係者の連携	
	車	・ツアー実施者等の話し合いの場の設定	
事務局		■地域振興	
		・地産品の整理、ツアーメニューの一覧作成等	
		■渉外業務	
		・ツアー実施者や参加者からの報告・相談受付等	
		・新規事業者への対応等	
		■その他事務的補助等、必要な事項	

※本表の内容については、適切な役割分担となるよう随時見直しを行います。また、部会及び事務局の役割については、協議会の承認が得られれば変更できるものとします。

第6章 その他 吉野川紀の川 源流ツーリズムの推進に 必要な事項

1. 地域の振興

(1) 地産品の活用及び農林水産業等との連携方策

協議会及びツアー実施者は、本地域及び周辺地域で産出される農林水産物等の活用を積極的に進めます。その際、商品の特徴や良さを参加者に説明することで、参加者も納得して購入することができ、地域の経済的な振興にもつながります。

(2) 滞在日数増加のための取組

観光関係者は、川上村への観光旅行者の宿泊や連泊型の滞在利用につながるよう、 可能な限り地域内で実施されるツアーの情報を提供します。

(3) リピーター育成のための取組

ツアー実施者は、ツアー参加者に対して本地域における他の観光資源やツアーの 魅力、季節ごとの魅力を積極的に紹介することで、参加者が本地域内を回遊し、再 訪するよう働きかけます。

2. 地域住民との連携及び調和

(1)地域の生活や習わし、農林水産業に対する配慮事項

源流ツーリズムを推進するにあたって、協議会、ツアー実施者及び参加者は、本 地域や周辺地域の住民の生活や文化、農林水産業等に悪影響を及ぼさないよう配慮 します。

(2) 地域住民への理解促進

源流ツーリズムを推進するにあたって、協議会をはじめとする関係者は、地域住 民の理解を得られるように努力し、さまざまな意見に対しても真剣に耳を傾け、源 流ツーリズムが地域に貢献できるよう努めます。

(3) 地域住民と旅行者との交流促進

源流ツーリズムを推進するにあたって、協議会をはじめとする関係者は、地域住民が 源流ツーリズムに関わる機会を設けるよう努めます。

3. 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、自然をはじめとする環境の保全に配慮した持続可能な社会を実現するために必要な教育です。環境教育にはさまざまな手法がありますが、源流ツーリズムでは特に源流域の自然とのふれあいを通じ、自然や多様な生命への理解を深めるとともに、それらの保全に対する配慮ができる心を育てる点において効果があげられると期待されます。

(1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

環境教育の場として活用と普及啓発を図るため、ガイダンス及びプログラムの実施に当たっては、次の点に留意します。

- ①エコツア一実施者自身も源流の視点から環境問題に関する理解を深めます。
- ②参加者に源流の視点から環境問題について考える機会を提供します。
- ③環境への負荷が低いエコツアーの実施によって環境保全意識の向上を図ります。

(2) 現在取り組んでいる地域住民に対する普及啓発の方法

地域住民に対する環境教育の普及啓発は、これまでも川上村の取り組みの中で推進されてきました。

水のつながりプロジェクト

平成23年に大和平野の農家の方から届けられた「おかげ米」から始まった小学生の交流事業。平野部と源流部の子どもたちの交流を通した環境学習を行っています。

環境基本条例に基づく吉野川紀の川流域学習会

環境の保全及び創造に関する教育と学習機会の拡充を図り、村民等の環境問題に対する理解と認識を深めるとともに、良好な環境の保全につながる活動を行う 意欲の増進を目的に開催しています。

川上小学校と加太小学校の交流学習会

吉野川(紀の川)がつなぐ流域市町村間で、相互の地域の自然特性やそれが育んだ文化などを同年代の交流とともに学ぶ取り組みです。

合併処理浄化槽の整備

川上村は中山間地域に位置し、下水道の整備は困難であるため、単独合併浄化 槽の整備を推進しています。

・源流の日の制定

平成 26 年 11 月 16 日に「第 34 回全国豊かな海づくり大会~やまと~」の放流・歓迎行事の会場となったことを記念し、川上村のきれいな森と水に感謝するとともに、後世へと守っていくことを誓い記念日として制定しました。

・公益財団法人 吉野川紀の川源流物語による取組

森と水の源流館を拠点に、「紀の川じるし」のブランド化、川ばたミーティング、小学生を対象としたESDの教材化などの流域交流を通した持続的な環境啓発活動を行っています。

4. 安全管理

ツアー実施の際、参加者やツアー実施者の安全は最も重要であり、万全の準備と 最大限の注意が必要です。ツアー実施者は、本全体構想に書かれているルールを遵 守するのみならず、万一の災害にも備え平時より対応できるよう準備等を進めます。

5. 他の法令や計画等との関係及び整合性

源流ツーリズムを実施・推進するにあたって、自然観光資源に関連する法令 (47 ページ) のほか、以下の法令等も遵守していきます。

(1) 源流ツーリズムを実施・推進するにあたって遵守する法令等

区分	名称	所管する機関等
	按分子 举 计	国土交通省 (観光庁)
	旅行業法	奈良県 (観光局)
	道路交通法	国家公安委員会
	但时久进伍	(警察庁)
	道路運送法	国土交通省
	道路法	国土交通省
	砂防法	国土交通省
法令	地滑り等防止法	国土交通省
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関す	国土交通省
	る法律	国工人地自
	半島振興法	国土交通省
	農山漁村の活性のための定住等及び地域間交流の促進に関す	農林水産省
	る法律(農山漁村活性化法)	及小小小连百
	医師法	厚生労働省

(2) 源流ツーリズムの推進に関連する計画や制度等

区分	名称	詳細
		「都市にはない豊かな暮らしの実現」をテー
	第 5 次川上村総合計画	マに掲げ、「川上宣言」の具体化のための事業
		を計画化し、村の将来像として合わせて示し
		ています。
計画		第5次川上村総合計画がめざす「都市にはな
n e		い豊かな暮らしの実現」の未来を開拓する5
	川上村まち・ひと・しごと創生総	か年計画として策定。人口急減・超高齢化と
	合戦略	いう大きな課題に対し、地域の特徴を活かし
		た自律的で持続可能な社会を創生することを
		めざしています。
		川上村の環境の保全及び創造に関する重要な
		事項を調査審議するための、環境基本法(平
	川上村環境審議会	成5年法律第91号)第44条に基づく組織。
		有識者や国、県の関係機関により平成21年
		発足。
		全国各地の河川の最上流に位置する自治体が
		結集し平成 17 年 11 月に発足。源流域の豊か
		な自然環境の保全と源流資源の役割と機能を
	全国源流の郷協議会	広く国民に伝え、国民的な理解を広げる活動
協議会等		を展開しています。平成26年度には「源流白
1335 132 22 13		書~源流の危機は国土の危機~」を発行して
		います。
		吉野川流域の市町村によって組織されてお
		り、自然環境に恵まれた吉野川を清澄な河川
	吉野川を守る会	として郷土の誇りとし、自然の保護と施設の
		充実を図り、流域市町村の観光と体育文化の
		振興に寄与することを目的としています。
		官民が一体となって吉野川の清流を守り、良
	吉野川清流保全対策懇談会	好な自然環境を維持保全するための活動を展
		開しています。行政だけでなく、すべての流

		域住民が一体となった河川環境の管理・保全
		活動の輪の広がりをめざしています。
		吉野川(紀の川)に関わる国・県・市町村から
		なる組織で、水質保全にかかる事業促進のた
	タの川 が 所に 海 叶 山 本 幼 神 発 人	めの連絡調整や水質保全に関する広報活動、
	紀の川水質汚濁防止連絡協議会 	水生生物調査による水質把握活動等を行って
		います。また水質事故などの際は協議会会員
		間で連携し対応にあたります。
	 吉野川紀の川流域協議会	流域連携で河川を中心にした自然文化経済の
	ロガ川心グ川伽爽励哦云	諸問題に対処しています。
		平成 26 年 11 月 16 日に「第 34 回全国豊かな
		海づくり大会~やまと~」の放流・歓迎行事
	源流の日(11月6日)制定	の会場となったことを記念し、川上村のきれ
	源流の日(11月6日)制定	いな森と水に感謝するとともに、後世へと守
		っていくことを誓い記念日として制定しまし
		た。
	吉野川マナーアップキャンペー	吉野川流域7市町村及び県が一体となって、
		行楽客やキャンプ客、釣り客等に対し、ゴミ
	ン	の持ち帰りのマナー向上を呼びかける啓発活
		動を行う事業です。
プロジェ		健全な環境保全に向け、定期的に国道沿いや
クト等		河川などのパトロールと美化活動を行ってい
	環境保全パトロール	ます。近年、徐々に環境意識が高まり、放置ゴ
		ミは減少傾向にありますが、今後もゴミゼロ
_		をめざし事業を継続していきます。
	クリーンキャンペーン	川上村の村民や団体などによる一斉ボランテ
		ィア活動。集落ごとに、生活エリアを中心と
		して環境美化活動を行っています。
	源流学の森づくり	森と水の源流館の呼びかけによる活動。吉野
		川の源流部にある、かつての伐採から再生し
		つつある天然林を立派な源流の森に戻すた
		め、試行錯誤しながら、除伐や作業歩道の補

		修、土留めや獣害防止などの森の手入れや保
		全のための活動を行っています。
	和歌山市民の森づくり	平成 15 年に源流の村である川上村と、河口に
		位置する和歌山市で交わされた「吉野川・紀
		の川水源地保護に関する協定書」に基づく活
		動で、豊かな水環境の保全を図るため、平成
		16年度から源流部の環境保全に向けた事業を
		行っています。
	未来への風景づくり	企業団体と連携した旧白屋地区での景観自然
		保全活動です。
	水のつながりプロジェクト	きれいな水を流すために取組を行っている川
		上村と吉野川分水を通じて、その水の恵みが
		届く下流域(大和平野)の相互理解と交流を
		図る事業。川上村の小学生と大和平野の小学
		生が田んぼや源流での体験学習を通じて交流
		しています。
		真の流域連携をめざし、森里海のつながりを
		消費者へ見える化する取組を行っています。
		「紀の川」で、林業・林産業、農業、漁業、加
		工業をつなげたPRだけでなく、それぞれの
		課題を理解しあいながら、解決に向け協力し
		合うことが目標です。具体的手法として地域
		産業や人を素材とするESDの教材化にも学
		校教育機関との協働で取組んでいます。
	近畿 ESD コンソーシアム	E S D (Education for Sustainable
		Development)、つまり持続可能な社会づくり
		の担い手を育む教育の推進をめざし、奈良教
		育大学を核として、ユネスコスクールをはじ
		めとする教育機関や教育・学習施設、また企
		業などが参加するプラットフォームに加わっ
		ています。
	一般社団法人吉野かわかみ社中	村産材の一貫供給体制と情報拠点の構築を目

	「快焙可能わせ業」とせ業に白い	めしして 正式 90 年に乳ウキルナした 十十
	「持続可能な林業・木材業に向け	的として、平成28年に設立されました。木材
	た取り組み」	の循環利用から木製品の加工・販売まで、林
		業・木材業全般への支援を通じて、適正な森
		林管理や村内雇用の創出をめざしています。
		村の総合計画に基づき、自然資源の有効利用
		を図り、観光基盤の開発整備による地域振興
	一般財団法人グリーンパークか	事業を推進するとともに、公の施設等の効率
	わかみ	的な管理運営を行い、もって住民の福祉の増
		進と豊かな地域社会の実現に寄与することを
		目的に設立されました。
		「樹と水と人の共生」をめざし、吉野川・紀の
		川の源流部を拠点に、その自然価値、文化的
		価値を大切にし、流域をはじめ都市部の人々
		にこれを伝え、ともに考え、行動するため、体
		験学習・交流活動を通じて、広く啓発や環境
	公益財団法人吉野川紀の川源流	教育に関する事業を行います。そして、これ
	物語	に必要となる拠点施設や関連公共施設の維持
		管理・運営に関する事業を行い、源流行の自
		然環境保全活動に努めます。これらの活動に
		より、流域をはじめ都市部の人々と水源地域
		を結び、もってそれらの人々の公共利益に寄
		与することを目的に設立されました。
協定等		木匠塾塾生(近畿圏内大学生)による川上産
	木匠塾	材を利用したプロジェクトベースドラーニン
		グに取り組んでいます。
		奈良県と川上村の間でまちづくりに関する包
		括協定を締結。「東部暮らしの拠点周辺地区」
	川上村×奈良県	では暮らしつづけられる郷づくりをテーマと
	「まち(郷)づくりに関する包括	し、「西部産業・観光拠点周辺地区」では、賑
	協定」	わいと仕事の郷づくりをテーマとして、県と
		連携した地域づくりに取り組んでいます。
		川上村と南都銀行は、協定を締結。「まち・ひ
	川上州×鼡都銀仃	川上州と曽郁鳅仃は、脇疋を締結。「まち・ひ

「地方創生にかかる包括連携協	と・しごと」の各分野において、各々の持ち得
力に関する協定」	る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協
	力のもと、地域活力の増進、地域経済の発展
	及び住民サービスの向上を図っています。
	ならコープと川上村は、吉野の森と水を守り、
川上村×市民生活協同組合なら	植林活動や里山とのふれあい、地域の組合員
コープ	や住民とのふれあいをめざし、協定を締結。
「水源地の村づくりに関する包	未来への風景づくり事業に協賛いただくほ
括連携協定」	か、高齢者支援や環境活動など連携を深めて
	います。
	源流部にある、一旦伐採された原生林の二次
川上村×関西電力労働組合(大阪	林のうち1ヘクタールを「関労かわかみの森」
南地区本部本店地区)	として、組合員の皆さんによるボランティア
「森林保全活動に関する協定」	活動により、除伐や下草刈りなどの森の手入
	れ活動が行われています。
	相互が環境共生に取り組み、地域資源や自然
	環境を活かし地域社会の発展と人材育成、教
「理捞協力に関する協定」	育・学術研究機能の向上をめざします。
川し壮くなりセスナヴ	相互が地域の課題に迅速かつ適切に対応し、
	活力ある地域社会の形成と発展をめざしま
「励側連携に関する基本協正」	す。
	カに関する協定」 川上村×市民生活協同組合なら コープ 「水源地の村づくりに関する包 括連携協定」 川上村×関西電力労働組合(大阪 南地区本部本店地区)

6. 全体構想の公表と見直し

(1)全体構想の公表

本全体構想の作成、変更、または廃止を行ったときは、村の広報及びホームページ等で周知します。

(2)全体構想の見直し

協議会は毎年実施状況を点検・共有し、課題や対策について整理しつつ概ね5年ごとに構想全体の見直しを行います。ただし、早急に見直しが必要と判断される場合には適宜見直しを行います。

奈良県吉野郡川上村一般図

